

気象業務法

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
 - 二 教育のために行う気象の観測
 - 三 国土交通省令で定める気象の観測
- 2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。
- 一 その成果を発表するための気象の観測
 - 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測
- 3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。
- 4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

(昭三一法一四四・昭三九法一七〇・昭四五法一一一・平七法七五・平一一法五〇・平一一法一六〇・一部改正)

気象業務法施行規則

(観測施設の届出)

第二条 法第六条第三項前段の規定による観測施設の設置の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象観測施設設置届出書を、設置の日から三十日以内に、その施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長、海洋気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 観測施設の所在地
 - 四 観測の目的
 - 五 観測施設の明細
 - 六 観測の種目及び時刻
 - 七 観測の開始期日
- 2 法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象観測施設廃止届出書を、廃止の日から三十日以内に、前項の管区気象台長、沖縄気象台長、海洋気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 廃止した観測施設
 - 四 廃止の期日
 - 五 廃止の理由

(昭三一運令三九・昭四五運令四四・昭四七運令三二・昭五七運令四・平一五国交令二六・一部改正)